

茨城県日本語教育アドバイザー設置要綱

1 目 的

財団法人茨城県国際交流協会（以下、協会という。）は、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「茨城県日本語教育アドバイザー」（以下、日本語アドバイザーという）として登録し、茨城県内で実施されるボランティア日本語教室等の講師養成講座に派遣する。

2 活動内容

- （１）県内の日本語教室の実施する研修会等の講師として派遣する。（派遣要領：別紙）
- （２）協会及び市町村や民間国際交流団体の実施する日本語ボランティア養成講座の講師として派遣する。
- （３）その他、日本語教育に係わる事業へ派遣する。

3 応募及び資格

（１）日本語アドバイザーの登録の要件

次のいずれかに該当し、日本語教育の経験がある者。

日本語教育能力検定試験所持者。

日本語教師養成講座（文部科学省ガイドラインの420時間）修了者。

4年生大学または大学院の日本語学科または日本語教育学科を主専攻、または副専攻で卒業した方。

その他上記に準ずる資格、経験のある方。

（２）応募方法

「茨城県日本語教育アドバイザー登録申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、協会に提出する。

（３）登録及び活用

協会は応募者の中から適当と判断される方を日本語アドバイザーとして登録し、日本語ボランティア教室を実施する団体に通知する。

（４）登録期間

平成15年6月1日から平成17年3月31日までとする。

4 謝金等の負担

- （１）日本語アドバイザーの派遣に係わる謝金及び交通費については、原則として協会が負担する。
- （２）謝金及び交通費の額については、協会所定の茨城県日本語教育アドバイザー派遣標準報償額表等による。

この事業は、（財）自治総合センターから宝くじ普及広報事業費の助成を受けて行われるものです。

(様式1)

平成15年度茨城県日本語教育アドバイザー登録申込書

*登録番号(協会記入)		登録日	年	月	日
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
		性別	男	女	
住所	〒				
TEL		FAX			
E-mail		携帯			
所属している団体					
【日本語教授法についての取得資格等】					
日本語教育能力検定試験取得 (年 月)					
日本語教師養成講座修了(文部科学省ガイドライン420時間) (年 月)					
日本語教育学科専攻卒業(大学・学科名)					
(卒業 年 月)					
その他					
活動可能な曜日等		活動可能な地域			
【日本語教育の経験についてお書き下さい】					
【日本語教授法の講義経験についてお書き下さい】					
【その他条件等ありましたらお書き下さい】					